真幼会 会則

(名 称)

第1条 この会を、真駒内幼稚園真幼会とよびます。

(事務所)

第2条 この会の事務所を、札幌市南区真駒内曙町3丁目真駒内幼稚園内におきます。

(目 的)

- 第3条 この会は、真駒内幼稚園をよりよくして、園児の幸福を増進するための援助後援を目的として、下記の事業を行うものです。
 - (1) 真駒内幼稚園を後援にし、教育内容の充実を促進すること
 - (2) 園児の生活福祉を豊かにし、教育効果の確実な浸透を助けること
 - (3) 職員の研究福祉を援助するとともに、教育内容の充実を助けること
 - (4) 両親相互の親密な連携を図り教育をたかめること

(会 員)

- 第4条 この会は、次の会員によって構成されます。
 - (1) 正会員 真駒内幼稚園園児の保護者
 - (2) 準会員 園に勤務する職員

(役 員)

- 第5条 この会に、下記の役員を置きます。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名(内、1名は園長とする)
 - (3) 常任委員 16名以内(各組2名宛とし、内、2名は副会長を兼任)
 - (4) 監事 2名(常任委員を兼任)
 - (5) 会計 2名(常任委員を兼任)
 - (6) 書 記 1名(常任委員を兼任)
 - (7) 顧 問 若干名

(選出方法)

- 第6条 この会の役員の選出方法は、次の通りとします。
 - (1) 会長、副会長、監事は、総会において選出する
 - (2) 常任委員は、各組の正会員の互選によって2名選出する
 - (3) この会に、顧問を置くことができる
 - (4) 事務職員と会計および書記は、会長が委嘱する

(任 務)

第7条 この会の役員および職員は、次の通り任務を行います。

- (1) 会長は、会務を総括し会計を掌握し副会長と共同責任をもつ
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはその職務を代行する
- (3) 常任委員は、会長の諮問に応じ常任委員会を開いて緊急重要事項の協議および 執行をする
- (4) 常任委員は、常任委員会の決議にもとづき会員と委員会の意向の緊密な連絡を 図る
- (5) 顧問は、委員会に出席し意見を述べ会の運営を助ける
- (6) 監事は、この会の出納状況を監査し総会に報告する
- (7) 事務職員と会計は、会長の指揮の下で庶務および出納事務を行う

(任期)

- 第8条 この会の役員の任期は1年とし再選をさまたげません。
 - (1) 補欠者の任期は前任者の残任期間とする

(総 会)

- 第9条 この会の定期総会は年1回とします。
 - (1) 総会の議決事項は、予算事業計画、会則の改正などとする
 - (2) 会員の半数以上の要請があるとき、又は緊急重要な案件のある場合、会長は臨 時総会を招集する

(議 決)

第10条 この会の総会、常任委員会の議決は、その会議の出席人員の過半数で議事が成立するものとします。

(会 費)

- 第11条 入会の場合の入会金を一世帯300円とします。
 - (1) この会の会費は園児一人月額500円とする。会費は正会員のみ徴収する

付 則

- 1 この会則は昭和45年5月1日より施行する。
- 2 昭和48年4月1日一部改正(会員、役員および任期変更)
- 3 昭和52年4月1日一部改正(役員変更)
- 4 昭和59年4月1日一部改正(会費変更)
- 5 昭和62年4月1日一部改正(役員および選出方法変更)
- 6 昭和63年4月1日一部改正(役員および入会金納入方法変更)
- 7 平成 1 年4月1日一部改正(会費変更)
- 8 平成 7 年4月1日一部改正(役員変更)
- 9 平成 9 年4月1日一部改正(入会金変更)
- 10 平成10年4月1日一部改正(会費変更)
- 11 令和 3 年4月1日一部改正(会費変更)